

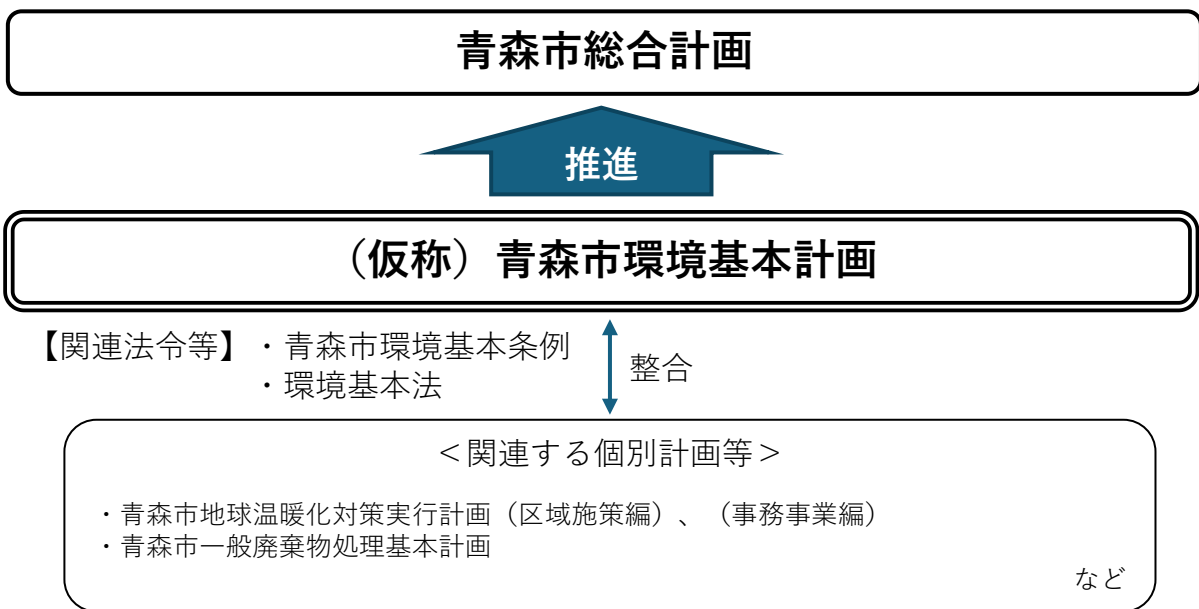
1 計画策定の目的

本市ではこれまで、各種法令や青森市総合計画に基づき、各環境政策の推進に取り組んできましたが、近年の地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、様々な問題が顕在化していることから、本市の環境行政の実行性を高めるため、令和7年12月に制定した青森市環境基本条例第8条に基づき、環境分野における基本計画を策定し、環境の保全と創造※に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来世代へ良好な環境を継承しようとするもの。

※「保全」とは、現在享受している恵み豊かな自然環境や生活環境、地球環境について環境への影響を回避・低減し、良好な状態で残し、維持していくこと。
「創造」とは、環境を保全するだけでなく、環境への影響によって損なわれた環境についても本来の状態に向けた回復や再生、代償措置等によって創出し次世代へ継承していくこと。

2 計画の位置づけ

- 青森市環境基本条例第8条に基づく、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- 本市のまちづくりの最上位計画である青森市総合計画の基本政策、政策及び施策を推進するための個別計画



3 計画期間

青森市総合計画前期基本計画の計画終期と整合を図り、計画期間を令和8年度から令和10年度までとします。

4 めざす将来像

本市では、陸奥湾や八甲田連峰などの雄大で恵み豊かな自然環境と良好で快適な生活環境を保全・創造し、将来世代へ引き継いでいくため、めざす将来像を次のとおり掲げます。

“人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能なふるさと青森市”

5 基本目標及び施策の体系（案）

めざす将来像の実現に向けて、5つの基本目標を定め、各施策を推進します。

基本目標1 自然環境の保全と共生

○豊かな自然環境を未来につなぐため、環境負荷の低減に努め、自然環境の保全共生を図るとともに、意識の醸成を図ります。また、多くの動植物が生息生育する豊かな自然環境の形成や豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

基本目標2 快適な生活環境の確保

○大気汚染をはじめとする公害の防止対策に取り組むとともに、下水道未普及地域の整備や水洗化普及、下水道施設の機能確保等により快適な生活環境の向上を図ります。

基本目標3 循環型社会の実現

○持続可能なごみの適正処理のため、ごみの減量化・資源化に向けた各種啓発活動、効果的な対策を推進するとともに、不法投棄の未然防止や廃棄物の適正処理対策を推進します。

基本目標4 脱炭素社会の実現

○効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、森林保全活動や緑化活動等による緑豊かな自然環境づくりを推進します。

基本目標5 環境に配慮する人の育成

○自然環境や生活環境への理解を深めるための情報収集・発信に努めるほか、環境学習の機会の創出による人材育成を推進します。

【施策の体系】

基本目標1	自然環境の保全と共生	施策1	自然環境の保全及び環境負荷の低減
		施策2	生物多様性の確保
		施策3	豊かな自然環境と調和した都市景観の形成
基本目標2	快適な生活環境の確保	施策1	大気環境の保全
		施策2	水環境の保全
		施策3	身近な生活環境の保全
基本目標3	循環型社会の実現	施策1	ごみの減量化・リサイクルの強化
		施策2	廃棄物の適正処理の確保
基本目標4	脱炭素社会の実現	施策1	省エネルギー対策
		施策2	再生可能エネルギー等の利活用
		施策3	吸収源対策
		施策4	気候変動への適応
基本目標5	環境に配慮する人の育成	施策1	環境教育・普及啓発活動の推進

6 計画策定までの今後のスケジュール

令和8年 10月	環境審議会（計画素案の審議）
12月	わたしの意見提案制度の実施
令和9年 2月	環境審議会（計画案の審議）、計画策定